

2018大阪府人事委員会の勧告 5年連続でボーナス引上げだが 月例給引き下げのため、年間でマイナス 生活改善につながらない、賃上げの流れに逆行する不当な勧告

10月16日、大阪府人事委員会は大阪府知事と大阪府議会に対して「平成30年 職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

月例給 0.6% 引下げ

今年の勧告は、5年連続特別給（ボーナス）を引上げるとしているものの、月例給を引下げて、年間給与を1万3千円引下げるマイナス勧告になりました。

月例給の引下げ額は1914円（平均）ですが、府職員の採用環境が厳しいことを考慮し、初任給及び若年層は引下げない、または引下げ率を緩和する、としています。具体的には①24才以下は引下げない②25才～31才は引下げ率を緩和③32才以上は一律0.6%引下げる、としています。

【人事委員会】

日本の公務員は、賃金や労働条件を交渉で決める仕組みがありません。本来、働く者誰もが持つ交渉権の「代替」として人事委員会（国は人事院）があります。人事委員会は民間事業所の調査から「民間格差」をもとに公務員賃金等の「勧告」を行います。

維新政治の十年で 落ち込む府民生活

「大阪経済はよくなった」と宣伝する維新府政。しかし、そこで挙げられるのは「インバウンド（外国人の訪日旅行者）の増大」（十年で6.5倍）です。肝心の府民所得や個人消費は減り続けているのが現状です。

府民のフットコを温める施策なしに、府民のくらしも大阪経済もよくなることは明らかです。

職場決議を 上げましょう

安心して生活できる賃金、仕事量に見合った賃金を要求することは、当たり前のことです。今回の勧告には納得することはできません。職場における「職場決議」を泉北教組までご提出ください。生活改善につながる賃上げをめざし、府労組連に結集し、府との交渉の場に届けます。

【人事委員会と議会】

人事委員会の勧告だけで賃金等は決まりません。勧告を受けた議会の承認が必要です。大阪府は勧告さえ実施しなかったこともあるので、「職場決議」の提出や府労組連としての交渉が大切です。



災害から住民と子どものいのちと健康、安心・安全を守るため—
生活改善につながる賃上げと働きやすい職場の実現を

大阪府知事 松井一郎 様

私たち職員・教職員は、憲法と地方自治法にもとづく「住民福祉の増進」とともに、子どもたちによりよい教育を行うため、安心して職務が遂行できる賃金・労働条件の確立と職場環境の改善を強く要求します。

【私たちの重点要求】

1. 生活改善につながる賃上げ、企業職員の待遇改善を行うこと
2. 「相対評価」・「評価成果システム」の賃金リンクは中止すること
3. 高度な専門分野をなくし、事務職に該当する適正な人員配置を行うこと
4. ボランティア休暇・不妊治療休暇・育児介護休暇制度を拡充すること
5. 災害時に十分対応できる防災体制と関係府会からすみやかに整備すること

【私たちの要望】

2018年 月 日

大阪府関連労働組合連合会（府労組連）

署名者【

】

2018府人事委員会勧告 【報告および勧告のポイント】

- 月例給は二年ぶりの引下げ
- 特別給（ボーナス）は五年連続の引上げ

I. 月例給

本年4月分の職員給与は、民間を1,914円（0.05%）上回っている。

この較差を踏まえ、給与表に定める給料月額を引下げ

II. 特別給（ボーナス）

- 1) 特別給を0.05%引上げ

（年間4.40月分⇒同4.45月分）

民間の状況等を踏まえ勤勉手当に配分

- 2) 平成31年度以降、6月期と12月期の期末手当が均等になるよう配分

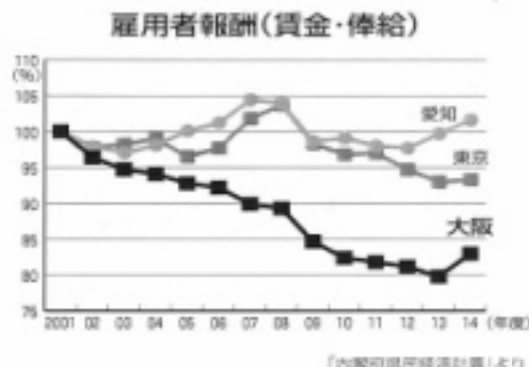
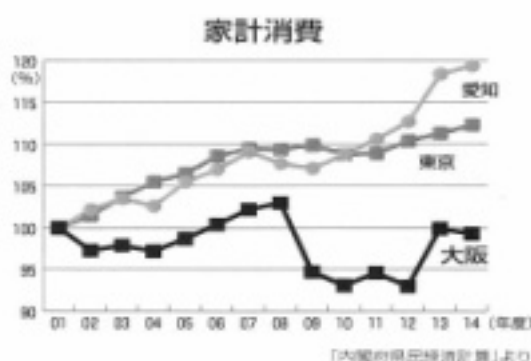
III. 改訂時期

平成30年4月1日に遡って改定

ただし、Iについては、条例公布日の属する月の翌月の初日から改定

IIの2)については、平成31年度から改定

全国の都市の中でも落ち込む府民生活



泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！